

飼料の安全性の確保及び品質の 改善に関する法律について

令和6年度動物用医薬品等販売員等認定研修会

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

目次

1. 法律制定の経緯
2. 飼料安全法令
 - 目的
 - 定義
 - 基準及び規格
 - その他
3. 抗菌性飼料添加物
4. 飼料製造管理者

1. 法律制定の経緯

昭和28年

戦後の混乱、モノ不足の時代

➡ 悪質な飼料が横行

飼料の品質の保全、公正な取引の確保の必要



「飼料の品質改善に関する法律」

昭和28年4月11日制定

昭和50年

食生活の向上、畜産物の需要増大

飼養形態の変化(多頭化、集団化)

飼料の種類、品質、給与の実態が変化

(飼料添加物の使用、廃棄物等新飼料の利用)

飼料の安全確保に対する機運



「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」

昭和50年7月25日改正

2. 飼料安全法令

(法律) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
(昭和28年法律第35号)

(政令) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令
(昭和51年政令第198号)

(省令) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則
(昭和51年農林省令第36号)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令
(昭和51年農林省令第35号)

(告示) 飼料添加物の指定、公定規格、品質表示基準など

(通知) 法令等の運用、解釈など

目的(第1条)

飼料及び飼料添加物の
製造等に関する規制

飼料の公定規格の設定
及びこれによる検定等

飼料の
安全性の確保

+

飼料の
品質の改善



公共の安全の確保と
畜産物等の生産の安定に寄与

定義（第2条）

家畜等とは

- 牛、馬（食用のみ）、豚、めん羊、山羊及び鹿
- 鶏及びうずら
- 蜜蜂
- 養殖水産動物（ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（食用のみ）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、にっこういわな、えぞいわな、やまといわな）

飼料安全法の規制対象とする家畜等は
流通飼料への依存度等を総合的に勘案して規定

飼料とは

【定義】

家畜等の栄養に供することを目的として
使用される物

★医薬品的効能・効果を目的とするものは含まれない。

飼料添加物とは

3つの用途

- ① 飼料の品質の低下の防止
 - ② 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給
 - ③ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進
- 飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもの
 - 農業資材審議会の意見を聴いて農林水産大臣が指定

製造業者等とは

- ・製造業者：飼料又は飼料添加物の製造を業とする者
- ・輸入業者：飼料又は飼料添加物の輸入を業とする者
- ・販売業者：飼料又は飼料添加物の販売を業とする者
で製造業者及び輸入業者以外のもの

★自家配合農家も製造業者

基準及び規格（第3条）

農林水産大臣が農業資材審議会の
意見を聴いて設定

- ① 有害畜産物が生産されること
- ② 家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されること

を防止

行為に対する規制 ➡ 基準
(製造方法、使用方法、保存方法、表示)

モノに対する規制 ➡ 規格
(成分)

特定飼料等

インド産
落花生油かす

抗生物質

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が検定を行い、法第3条の規格に適合していることを確認し、合格証紙を貼付したものでなければ流通できない。

★インド産落花生油かすは輸入実績なし

販売禁止、廃棄・回収命令

- ① 有害畜産物が生産されること
- ② 家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されること

を防止するため、

有害でない旨の確証がない飼料等
病原微生物に汚染された飼料等
有害な物質を含む飼料等

} 販売、製造等禁止

上記の飼料等
基準・規格に違反した飼料等
検定を受けていない特定飼料等

} 廃棄・回収命令

公定規格

- ・ 優良飼料を推奨する制度
- ・ 日本飼養標準、日本標準飼料成分表を基に規格値等を検討し、農業資材審議会の意見を聴いて畜種、生育ステージごとに規格を設定
- ・ 任意規格（優良飼料の目安であり、検定等を受けるかどうかは業者の自由）

飼料等の表示

2つの表示制度

- ① 安全性の表示 ➡ 法第3条
- ② 栄養性の表示 ➡ 法第32条

帳簿の備付け

家畜事故が発生した際に遡及調査が可能となるよう、製造（輸入）、販売に係る事項を帳簿に記載し、保存する義務

★電磁的記録も可

★保存義務は8年間

業の届出

飼料の流通の源を把握するため、
製造・輸入・販売業を開始する
2週間前までに行政庁に届出の義務

★変更があった場合は1月以内に変更届

製造、輸入業者 ➡ 大臣に提出
(都道府県経由)

販売業者 ➡ 知事に提出

3. 抗菌性飼料添加物

飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進の用途で指定された抗菌性物質（抗生物質及び合成抗菌剤）。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において、対象家畜・ステージごとに、使用可能な種類とその量の規格を規定。

飼料に添加するには、飼料製造管理者の設置が必要。

- ✓ 抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、搾乳中の牛、産卵中の鶏・うずらには
給与禁止。
- ✓ 抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、出荷前7日間は給与禁止（生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。）。

抗菌性飼料添加物一覧

抗生物質

- 亜鉛バシトラシン
- アビラマイシン
- エンラマイシン
- サリノマイシンナトリウム
- センデュラマイシンナトリウム
- ナラシン
- ノシヘプタイド
- ビコザマイシン
- フラボフォスフォリポール
- モネンシンナトリウム
- ラサロシドナトリウム

合成抗菌剤

- アンプロリウム
- エトパベート
- スルファキノキサリン
- クエン酸モランテル
- ナイカルバジン
- ハロフジノンポリスチレン
スルホン酸カルシウム

畜種、ステージ毎規格

飼料添加物名	単位	鶏用	ブロイラー用		豚用		牛用		
		幼すう用・ 中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼令期用	肥育期用
亜鉛バシトラシン	万単位/t	16.8～ 168	16.8～ 168	16.8～ 168	42～420	16.8～ 168	42～420	16.8～ 168	
アビラマイシン	g力価/t	2.5～10	2.5～ 10	2.5～ 10	10～40	5～40			
エンラマイシン	g力価/t	1～10	1～10	1～10	2.5～20	2.5～20			

鶏(ブロイラーを除く。)用

幼すう用
中すう用

ふ化後おおむね4週間以内の鶏用飼料
ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料

ブロイラー用

前期用
後期用

ふ化後おおむね3週間以内のブロイラー用飼料
ふ化後おおむね3週間を超え食用として屠殺する前7日までのブロイラー用飼料

豚用

ほ乳期用
子豚期用

体重がおおむね30kg以内の豚用飼料
体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚(種豚育成中(体重がおおむね60kgを超え120kg以内のものに限る。以下同じ。)のものを除く。)用飼料

牛用

ほ乳期用

幼令期用
肥育期用

生後おおむね3月以内の牛用飼料(モネンシナトリウムを含むものにあつては、主として離乳後の牛の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするもの以外のものに限る。)
生後おおむね3月を超え6月以内の牛用飼料
生後おおむね6月を超えた肥育牛(搾乳中のものを除く。)用飼料

飼料添加物名	単位	鶏用	ブロイラー用		豚 用		牛 用		
		幼すう用・ 中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼令期用	肥育期用
サリノマイシンナトリウム	g力価/t	50	50	50				15	15
センデュラマイシンナトリウム	g力価/t	25	25	25					
ナラシン	g力価	80	80	80					
ノシヘプタイド	g力価	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~20	2.5~20			
ビコザマイシン	g力価	5~20	5~20	5~20	5~20	5~20			
フラボフォスフォリポール	g力価	1~5	1~5	1~5	2~10	2.5~5			
モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80			30	30	30
ラサロシドナトリウム	g力価	75	75	75					33

飼料添加物名	単位		鶏用	ブロイラー用		豚用		牛用		
			幼すう用・ 中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期 用	幼令期 用	肥育期 用
アンプロリウム・ エトパベート	g	アンプロリウム	40～250	40～ 250	40～ 250					
		エトパベート	2.56～16	2.56～ 16	2.56～ 16					
アンプロリウム・ エトパベート・ スルファキノキサリン	g	アンプロリウム	100	100	100					
		エトパベート	5	5	5					
		スルファキノキサリン	60	60	60					
クエン酸モランテル	g					30	30			
ナイカルバジン	g			100						
ハロフジノンポリスチ レンスルホン酸カル シウム	g		40	40	40					

4. 飼料製造管理者

- 飼料等の安全の確保の見地から、製造の方法の基準が定められている飼料又は飼料添加物で、**製造の過程において特別の注意を必要とするものの製造を実地に管理する者**
- 飼料又は飼料添加物を製造する事業場ごとに設置
- 飼料等の製造について、**飼料安全法の違反又は同法に基づく処分の違反が行われないように必要な注意**をしなければならない

管理者の届出

製造業者は、飼料製造管理者を置いたとき（または自ら飼料製造管理者となったとき）は、1月以内に農林水産大臣に届け出なければならない（変更を生じたときも同様。）。

管理者の設置義務

以下を製造する事業場ごとに設置の必要

- インド産落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料
- 抗菌性物質製剤を含む飼料
- **飼料添加物**
 - ✓ 1ヶ所の製造事業場に1名の飼料製造管理者を置く。
 - ✓ **抗生物質、合成抗菌剤を自ら飼料に添加する自家配合農家も設置義務あり。**
 - ✓ 飼料添加物の小分けは、製造行為に当たり、設置義務あり。

管理者の資格要件

- 獣医師、薬剤師
- 大学、専門学校等において、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学を修めて卒業した者
- 設置義務の課された飼料等の製造業務に3年以上従事し、飼料製造管理者講習会の課程を終了した者

最後に

飼料添加物販売業も兼ねている
販売業者の皆様にお願ひ

獣医師による処方が出ている場合を除き、

1. 飼料製造管理者を設置していない自家配合農家には、抗菌性飼料添加物(抗生物質、合成抗菌剤)を販売しないでください。
2. 飼料に添加して亜鉛を補給する目的で、飼料添加物に指定されていない亜鉛化合物(例:酸化亜鉛)を販売しないでください。